

## 市民文教常任委員会会議録

平成21年8月3日(月)

(開会) 10:01

(閉会) 12:21

委員長

ただ今から市民文教委員会を開会いたします。

初めに「請願第9号 最低保障年金制度の創設を求める請願」、及び「請願第10号 物価に見合う年金引き上げを求める請願」、以上2件を一括議題といたします。

おはかりします。本件2件を審査するにあたり、紹介議員として楡井莞爾議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員に出席を求め、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

それでは、本請願2件について、紹介議員の説明を求めます。

楡井議員

委員長をはじめ委員のみなさんおはようございます。

それでは、最低保障年金の創設を求める意見書案、さらに、物価に見合う年金引き上げを求める意見書案、この2件について主旨を簡単に説明いたします。

初めのほうの最低保障年金制度の創設の問題では、意見書の案にも詳しく述べられておりますけれども、一般的には高齢者の方たちはお金持ちだと見られておりますけれども、決してそうではなく、そういうふうな方たちはごく一部の人たちであって、年金生活者の多くの人たちは大変な苦勞をしている、と言いますのも、国民年金の受給者、約900万人おられますけれども、その平均月額収入は4万6千円程度であります。満額支給されている人でも最高6万6千円ということでありまして、全国的には年金が1円もないかたが60万人とも100万人ともいうふうに言われている状況があります。そこで日本国民全体が最低の生活をしなければならぬ、維持しなければならないということもありまして、今年の7月27日に政令指定都市の市長会が最低保障年金制度を創設することを提案をいたしておりますし、これはまさにお年寄りの生活を見定めたものであるということ、高齢者のかたからも賛意を得ているという説明であります。私といたしましても大いに賛成して、実現のために今後努力していかねばならないというふうに思っております。この年金制度については全額国庫負担でということになりまして、税額負担が国の財政のほうに一定の負担をきたすということは考えられますけれども、国民生活の維持のためにですね、ぜひこれは実現をしていただきたい制度であります。

引き続き、物価に見合う年金を求める意見書ということで説明させていただきます。

これは何年来から国際投機等の問題がありまして、なかなか原油、それから穀物の高騰をきっかけにして消費生活が大変な状況になっていることは、皆さんご承知のとおりであります。一定の沈静化という状況にはなっておりますけれども、年金はもともと物価の水準が年金の支給水準を決めるということになっております。ところが政府のほうは現在物価が下がっているという状況の統計を示しているのでありますけれども、その統計をとるための数字が庶民の、また高齢者の方々の生活実態を正しく反映したものになっていないというのが、この意見書の趣旨のひとつでもあります。従って、正しい数値に基づく物価水準というのを計算しなければなりません。派遣切りとか高齢者の収入減、こういうことから行き先が大いに不安になっている状況がありまして、当時の井筒屋の撤退というようなことにも反映されているんじゃないかというふうに考えられます。景気回復というのは内需の拡大には欠かせません。この年金受給

者の対象の人たちの比率というのが年々高くなっていておりますし、国民所得の10%を超える人たちが年金の関係での国民だというふうに言われておりますので、その年金生活者の年金が目減りをしないような状況を作らなければ、日本の経済の回復ということもあり得ないんじゃないかというふうに思います。そこで示されておりますように、公的年金の額を直ちに3%引き上げること、さらには、年額8万円に満たない年金生活者、無年金生活者、さらには低年金生活者に、生活支援金として8万円に達する額を支給するということでもあります。なお、この8万円ということにつきましては5万円を税額負担で、さらには年金をかけている人たちは3万円の上乗せということになるんじゃないかというふうに思います。

以上、簡単ではありますが、意見書案を採択していただくにあたって趣旨説明ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

紹介議員にお尋ねをいたしますが、いわゆる無年金、低年金のかたというのはもちろんたくさんおられると思うんですが、この無年金、低年金になった原因ですね、原因はいろいろあると思うんです、さまざま。例えば、払いたくても払えなかった人もおもしろし、払えるのに払わなかった人というのもあると思うんですけれども、こういう人たちも全てこれによって救済をするということになりますか。

楡井議員

年金制度というのは国民の義務的なものでありますから、払わなければならないものだというふうに思います。従って、無年金という状況になっているのは、やはり払えない部分というのが圧倒的に多くて、意識的に払わなかった部分というのはそう多くないんじゃないかというふうに思います、現在ではですね。現在払ってない人がかなり増えてるという状況もありますけど、これは年金制度に対する将来不安というようなことがあつてのことではないかというふうに考えておりますので、この案のとおりに行うということになれば、そういう人たちも含めて全員が受給できるということになると思います。

永露委員

そうしますと、例えば今言われましたように、数は少ないけれども払えるのに払わなかった人もおられるということは現実でありますので、例えばそういう方々も含めて全てをこの内容で救済をするということになれば、仮に私ですとこれから払わない。年金はもうかける必要はない。払わなくてもその時期が来れば、これで言えば例えば月額8万円の保障はしてくれるんだということになれば、結局年金をかける意欲が阻害されるんじゃないかというふうに思うんですよね。その点についてはいかがでしょうか。

楡井議員

なかなかちょっと悩ましい質問なんですけどね、やはり国民の将来の暮らし、これは若い人たちが、現役世代が現在の高齢者の方たちを支えていくという、この順ぐりと言いますかね、順番でやってきてる部分もあります。さらには自分たちがかけた部分をいろんなお金を運用、かけたお金で運用したもので保障されるというような内容が繰り返されてきているというふうに思うんですよね。そういう意欲の問題についてはしっかりした年金制度を確立することによって、意欲を高めていくということになるんじゃないかなと思いますし、そのようにあってほしいというふうに思います。

永露委員

それとですね、例えばこの制度が仮に、法律的に施行されるとするならば、これまでずっと年金をかけて来られた方おられますね、例えばその途中にある方、こういう人たちから見ればこれ以上別に年金をかけなくても、月額8万円を保障されるということであればかけませんよ。

そう思いません。私だったらかけませんね。かけなくても保障されるんならばかけません。楡井さんはかけられると思うんですけども。私だったらかけませんね。それが人なんです、人と思うんですよ。だからその辺をどのようにクリアをするのかということが一番のこの提案に対する課題だと思うんですが、再度お願いできませんか。

楡井議員

今言われた点はなかなか、先ほども言いましたように悩ましい問題だってありますし、財源の問題等もあります。これは実施するということになった場合、こういうことを実施していくということになった場合、解決していかなくちゃならない問題だというふうに、今は私自身は思うんですけども、そういう方向で努力をするということでご了解願えればというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中委員

今の永露委員に関連でございますが、請願第10号のキの2にあります、「年金額8万円に満たない無年金者、低年金者に当面生活支援金として8万円に達する額を上乗せして支給する。」とあります。ちょっと確認なんですけど、これは年金が0円の方は8万円、年金が5万円ある人は3万円、年金が7万円の人は1万円と、合わせてみんな8万円に達する額を支給するというのでしょうか。

楡井議員

8万円につきましては、全員が、0円の方も8万円というような理解ではなかったんじゃないかというふうに思います。0円の方たちは最低5万円という水準じゃなかったかなというふうに思うんですよね。8万円というのはその5万円の上の人たちと言いますかね、掛金これを上乗せしてということになるんじゃないかというふうに今思うんですけど。

田中委員

今の説明は若干違うんじゃないでしょうか。ここに記載されているのは無年金者、低年金者に8万円に達する額を上乗せして支給するというふうに表記されております。ということは、無年金者のかたも8万円に達する額を支給するわけですから、8万円支給されるということではないんですか。再度確認いたします。

楡井議員

文章をそのまま読めば、今、田中委員の言われたようになるというふうには思うんですけどね、内容的には初めに説明したように、8万円を最高水準にして、8万円以下の人は8万円を最高にしてということになるんじゃないかというふうに思います。

田中委員

文章をそのまま読めばということですが、そのまま当然読みます。ですから、そうでないということであれば、表記を変えるべきだと思いますけど。そうでないんだったら、私はそう思いますけど、いかがですか。

楡井議員

それでは今提案のあっておりますようにですね、この分については請願者のかたと打合せをしたうえで、返事をさせていただくということで取り計らっていただきたいというふうに思いますけど。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

楡井議員さん、本日は大変お忙しいところありがとうございました。

( 紹介議員退席 )

次に、本件2件全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

暫時休憩いたします。

休憩 10:20

再開 10:30

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

おはかりします。本件2件については慎重に審査をするということで、いずれも継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件2件はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。次に「環境について」を議題といたします。執行部に説明を求めます。

環境施設課長

今回の災害廃棄物の処理状況について、まず一点ご報告いたします。4月24日及び26日に発生いたしました、飯塚市地域の水害ごみの収集状況及び処理状況についてご報告いたします。今回の集中豪雨に伴いまして発生したごみにつきましては、7月25日から直営を中心に委託業者の方々にも収集をお願いした中で、主に個別ごと、また一部個別対応できないところにつきましては集積所を設けて回収をやっているところでございます。

今回の収集でございますが、今お手元の資料のほうに災害ごみ収集状況報告書というかたちの中で、今回7月30日までの集計を出しております。約240トンの回収を行っております。現在も片付けの終わってない市民等のみなさんからのごみ収集の問い合わせや依頼等がっておりますので、今後も委託業者と連携しながら個別収集や通常収集の対応をやって参りたいというふうに考えております。

次にし尿収集の状況でございます。し尿収集につきましても24日からの豪雨によりまして、25日早朝に収集依頼が多数っております。各許可業者と直営が連携を図りながら、収集作業にあたり災害に伴うし尿収集につきましては、お手元のほうに災害し尿収集状況報告書の中で1369件の処理をいたしております。し尿収集につきましては、現在一応落ち着いているんじゃないかなというふうに考えております。

続きまして、水害に伴います消毒の状況でございます。7月27日から消毒を開始いたしまして、8月2日までに1081件の処理をいたしております。27日、28日につきましては3班、それから29日から31日につきましては環境整備課の職員の1班を含めまして6班体制、8月1日、2日につきましては7班体制で消毒を行っております。ほぼ不在のところを除き、一通り災害地域を回っております。なお本日も不在世帯の消毒を引き続き行っている状況でございます。以上簡単でございますが、災害についてのご報告を終わらせていただきます。

続きまして、お手元のほうに新規3分別資源物等搬入状況の中で、今回4月のときに飯塚市の4地区管内の新たに始めました収集量についてご報告を申し上げておりましたが、6月までの収集が確定いたしましたのでご報告いたします。まずはじめに飯塚地区、それから穂波地区、筑穂地区、庄内地区、穎田地区でございます。4月の段階ではまだまだ、ここに例えば穂波地区でありますと3320kg、約全体の7.1%。6月にいきますと7130kg、13.9%というかたちで月毎に市民の皆様のご協力によりまして、リサイクルそれからごみの減量化を推進しているものと考えております。今後も啓発等を強化しながら、市民のみなさまとともにですね、ごみ減量化それからリサイクルに推進して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

おはかりします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「学校教育について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

永露委員

まず、今回は2点についてお尋ねをいたします。まず義務教育に関する授業料のことについてお尋ねをいたします。これは教育そのものの大きな問題ということで、1点ご質問いたします。当然これは憲法で26条ですか、義務教育の無償ということでなっております。ただ、私学においては徴収することができるというふうになっているんです。これは学校教育法の6条なんですが、この学校教育法の6条の中での表現にですね、ちょっとおかしな表現だなというところがありますんで、まず基本的なことについてお尋ねいたしますが、学校教育法の6条では授業料の無償についてどのような表現でなされておりますか。

学校教育課長

第6条では「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これに準ずる特別支援学校または中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。」というようになっております。

永露委員

この文章を読んで、課長は何か違和感を感じられませんか。

学校教育課長

確かに、質問者おっしゃいますとおり日本国憲法、そして教育基本法で定められておりますことが学校教育法について第6条ではこのように記載をされていることにつきまして、義務教育無償の原則からすると無償のほうが但し書きになっていることについては、一般的に非常に読みづらい、理解しづらいものだとは思いますが、ただ、第1条のほうでこの学校ということについて、学校とはというところで規定がありまして、あえてそれを受けてこのような逆転した標記になったのではないかなというように推察もしているところでございます。

永露委員

それで、教育長、今のことに関連でお尋ねいたしますが、別に後先なっただけ無償だからいいじゃないかという考え方も一つにはあろうと思えます。義務教育は無償と書いておるじゃないかと、だからそれに対してなんの文句があるかということで、という考え方もあろうと思うんですけども、ただ、一番の根拠となる憲法において義務教育を無償とするというふうな謳われ方をされておるのにですよ、その下部法である学校教育法においてですね、前段は原則ですよ、原則は学校においては授業料は徴収することができるというふうに、これが原則なんです。できると書いとるんですね。そして、法律の義務教育についてはこれは但し書きで書かれてあるんです。但しということは例外なんです。義務教育の無償化を憲法において基本的なものを定めておきながら、学校教育法において国公立の義務教育については、但し書きで徴収することができないというふうに書かれてあるんですよ。先ほど課長言われましたように、本来ならばこれは逆転でしょと思いませんか。だからといって我々がこれをどうすることはできませんよ、できませんけども少なくとも教育に関わるものとして、気持ちとしてこの表現についてのご感想を伺います。

教育長

今言われましたように、解釈の仕方は課長が話したような感じなんですけども、ずっと昔もこの論議をどこかでやったような記憶があるぐらいです。たぶん、これも私の感想なんですけども

学校を建設することを法人も可能になってきたわけですが、ですから法人と公立と、要するに私学と公立と二つあるわけですが、その選択権を国民に住民に与えていく、その段階で結局、私学のほうに行く分については保護者が義務教育は無償なんだけれども、保護者が自分で選択していくというそういうシステムを取り入れてきておりますので、その関係でいわゆる、基本的には徴収することができるという表現をせざるを得なくなったのかなという感じを受けているぐらいです。ですからそのところの振り分けの仕方が但し書きになっているところについては、確かに逆転しているような感じは、私も持っておりますけども、そういう選択権を与えた段階で私としてはですね、変わってきたのかなという感じを持っております。

永露委員

これが後先になってもなんの変わりもないんですけれども、少なくとも憲法を遵守するというのが我々の最大限の務めですので、それに基づいての学校教育法があるわけですから、学校教育法の中での表現としては、これは正しくはない、行政用語でいうと不適切であるというふうに言わざるを得ません。したがって、ここの条文についてはですね、あくまでも原則論第一義的には国公立の小中学校はこれを徴収することができない、但し俗に言う私学においては徴収することができるというのは、これは憲法を遵守するという立場の中でいくとそういう表現であってしかるべきだということだけは申し上げておきたいと思っております。このことについては終わります。

次に、教育課長にお尋ねをいたしますが、現在中学校においてさまざまないわゆる進路指導、特に今回は進学指導についてお尋ねいたしますが、それぞれの学校においてその時期になると進学指導が行われると思うんですが、進学指導が行われるということは俗に言う、この子はどこの高校を受けたほうがいい、受けるべきであるということを保護者、本人の希望を聞きながら判定をしていかれるんだろうと思うんですが、現状において例えば進学指導はどのような形で行われておりますか。

学校教育課長

現在、それぞれの中学校におきましては、進路指導を大きくキャリア教育ととらえまして、本人の職業観や勤労観を養うことをまず基本としております。次に職業体験活動をどの中学校でも取り入れまして、本人が将来どのような生き方をするかということで具体的な目標を形成させることを第一の目的とし、それに応じた進学指導を適宜行っていくように努めているところでございます。

永露委員

そこで具体的にお尋ねをいたしますが、今現状で98%とか99%とかいう進学率に、高校進学になっておるんですね。ですからもちろん就職に関する進路もありましようけれども、現状においては基本的には進学指導というのが大きなウエイトを占めておるんですけれども、この進学指導すなわちどこの高校を受取るべきである、受けたほうがよいとかいう進学指導において俗に言う偏差値というのは今は死んだふりをしておりますけども、これは死んでないんです。学校において偏差値というのは、進学指導において大きく活用されていると思うんです。表には出してきません。仮死状態ですから、表に出ませんけども現状でも生きておるんですけども、この偏差値についての取り扱い、あるいは進学指導においての活用方法等についてはどのように行われておりますか。

学校教育課長

平成13年度から小学校から中学校まで通常の学習評価は学習指導要領に定められた目標に準拠した絶対評価で行われるように定められておまして、高等学校へ提出する調査書、いわゆる内申書もそれにしたがって作成しております。しかしながら、高等学校入学者選抜に係る筆記試験はまだまだ集団に準拠する相対評価で対応がなされております。よって、中学3年生ともなりますと本人の成績を平均点との差や、偏差値で分析して本人や保護者に分かりやす

く相対的に評価し、それを進路指導の一つとして役立てることも行っております。ただし、先ほども申し上げましたが、進路指導においては生徒自身の将来への展望や目標を尊重いたしますので、その時点での成績で進路先を振り分けるような指導はどの学校でも行っていないというように把握しております。

永露委員

それではもう一つお尋ねいたしますが、現在例えば学校で中間、期末というテストが行われております。こういうテストを踏まえてのある程度の進学指導ということにもなりますけども、大きなウエイトを持つんですけども、例えば学校における考査ですね、テストを行われて当然学校においては順位は出しますね、間違いなく。そして学校の中における偏差値もおそらく出していると思うんですよ。表立って言えるかどうか分かりませんが、出しているとは思っているんですよ、ですからこれらの例えば順位とか校内におけるテストの偏差値とか、こういうものについては保護者あるいは本人に、他はいいんですけども、本人や保護者に対しての開示は希望があればなされておりますか。

学校教育課長

お答えいたします。現在、特に中学校で実施しております中間考査や期末考査におきまして、偏差値換算をいたしまして偏差値に標記することは行っておりません。ただし、先ほど言いましたように平均点との差、そしていわゆる度数分布表というものは学校で作成しております。つまり、90点から100点の間に何人の生徒がいて、80点から90点の間にどのくらいの生徒がいるか、それは本人や保護者から申し出があればどのくらいの位置づけにあるのか、中学校ではそれを伝えるようにはしております。順位は教員のいわゆる資料として作成している向きもありますが、順位についての公表はいたしておりません。

永露委員

としますと、例えば今課長言われましたように、テストの校内における順位については公表をしていないということですが、公表はしなくていいんです。する必要はないんです。でもそれは例えば保護者や本人が今自分がこの学校においてどの順位にあるのか、どの位置にあるのかということは、やっぱり親としても進学指導に関わらなければならないんです。最終的にこの子どもの責任を持つのは親なんです。学校の先生ではないんです。先生たちは3年間でいつも言うように終わりますが、後のことはどうでもいいんです。ちょっと言い方失礼ですけども、いいですよ。親はどうでもいいことはないんです。ずっと死ぬまで関わらなければいけない。だから親もそれなりの覚悟を持ってこの子どものいわゆる進学指導にあたらなければならない。ですから、そこにおいて自分の子どもが今どのような状況にあるのか、とかいうことは把握しなければならないというふうに思っているんです。当然しなければならないと知っているんです。そこで、じゃあ今回の順位について例えば親が教えてくださいと、例えばこの子の偏差値について今どのような状況にあるのか教えてくださいということを言われたときにはそれは教えてありますか。それも教えられない、それも公表になるということですか。

学校教育課長

現在、偏差値や順位については保護者から申し出があっても伝えてはいない状況であると把握しております。しかしながら、その子の今の学習成績における位置づけについては、その実態を知り、そこからの努力をすることも必要だと思っておりますので、先ほど申しましたような、度数分布につきましてとか平均点との比較によってそれを明確にするというところで調整をしているところです。

永露委員

ということですね、いわゆる今言われましたその度数分布というのは、私も子どもがおりましたから頂きました。非常に分かりづらい。分かりづらいから出してあると思うんですよ。分かりづらいものを出すんです。一番はっきり分かる、例えば校内における順位とか校内にお

ける偏差値とかいうのは教えないんです。僕も言いました、教えてくれないですかと、教えられない、なぜですか、いや教えられないようになっておりますと、ということは親は進学指導に関わるなということですよ。学校に任せればいいということですよ。そういう態度が見えませんか、私は見えましたね、直接聞いたときに。なぜ教えないんですか、我々も親として子どもの進学に関わらなければいけない。責任持たなければいけないですから、それによって例えば親としてどういうふうな進路をとったほうがいいのかということも判断材料の一つとしてね教えてくださいと言っても教えないと、なぜですか。人のことを教えてくれと言ってるんじゃないです。自分のことなんです。自分の子どものことぐらい教えたっていいじゃないですか。それが駄目なんですか、駄目な理由があれば教えてください。

学校教育課長

まず、2点でございます。1点はいわゆる一部の都市であってございました偏差値による進学の振り分けを行わないようにというのが、偏差値が駄目というような向きに伝わってしまったという弊害が一つあると思います。次に、これは弊害ではなく先ほど言いましたように、中学校3年生ともなりますと今質問者がおっしゃいますような現実も保護者、そして何よりも本人が理解をして、それをどうとらえて自分の将来にどう活かすかということも具体的なものとしてのデータが必要になるとは思いますが、小学校段階等では現在は平均点との比較を伝えることはしても、度数分布ももちろんですし偏差値も出しておりません。これは、成績の厳しい子ども達への配慮からだろうというように考えております。

永露委員

今課長がおっしゃったのはですね、それは広く一般に開示することへの反省なんです、問題点なんです。それは駄目だと思います、それはすべきでないと思う。でも私が申し上げておるのは別に自分のことを自分が知りたいと、人のことを教えてくださいと言っていることではないんです。自分のことは自分で把握して、自分の進学指導、進路指導の参考にしたいというのがどこが悪いんですか、それがなぜできないんですか。親だったら知りたいと思うでしょ、自分の子がどうなのか。それを参考に進学指導したいというのが当然あるでしょうも、親だったら。課長も親でしょ、自分の子どもに責任持たないといけない。学校の先生は責任を持ってくれないのですよ。一生持ってくれますか、持ってくれないでしょ。結局は親が責任を持たないといけない。だから親としてはその責任を果たすためにもその参考にするための数値を把握したいというのは当然ですよ。それすらできなんですよ、なぜできないんですか。

学校教育課長

法的にはその制約はございません。今後、今のご指摘の趣旨も分かりましたし、個人への情報開示ということに限定をしまして教育委員会と小中学校の代表校長会で市の色々な施策についてのいわゆるシンクタンクとしての協議も定例で行っておりますので、その中での協議課題としまして検討し、またこの会のほうで報告をさせていただきたいと思っております。

永露委員

ぜひ、やっていただきたいと思っております。あまりかたくなに考えなくていいと思うんですよ。この世の中が動いていますから少し柔軟な発想に立ってね、改めるべきところは改めて良いものであれば取り入れていただきたい。そういう発想でこれからもやっていただきたいと思っておりますし、ただいわゆる今課長言われましたようにこの偏差値についてはですね非常に偏見があるんですね。偏見があるというのは使われ方があまりにもひどすぎる使われ方をしたために、偏差値そのものが悪だという風潮が強くなったんです。私どももPTAの活動してましたので、篠栗の社会教育センターで当時の中教育課長ですか、文部省のあの有名な寺脇研さんね、ミスター偏差値といわれましたけどもこの方の講習も受けました。その方はあくまでもそういう偏差値での輪切りをすることが子どもにとって良くないということを盛んに言われて、あの方が全国運動を展開された中での偏差値を排除すると、結果的に排除すると、でも脈々と

今でも教育現場においては生きておるんです。生きておるといことはそれがどれだけ有効なものであるかという証明なんです。だから生きておるんです。本当にそれが無駄なもの駄目なものなら未だに存在していないはず。もう死んでいるはず。でも生きておりますからね、だから偏差値に対する偏見というものは、僕はみなさん方にも持っていただきたくないというふうに思っております。これについては教育委員会と学校現場とも話しを十分にされて、ですから我々が考えることは一つなんです。どうしたら子どものためになるのかだけ考えればいいんですよ、いつも言うように。そこには教育現場や親とか市の職員とか関係ないです。子どものことだけを考えて、子どもにとって良いことであるならばどんどん取り入れていただきたいと思います。その気持ちは課長も持っておられると思いますので、十分に教育委員会ともね、協議をされて少しでも改善できるような方向でぜひやっていただきたいということを要望して今日は終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中委員

教育施設のAEDに関しての質問をさせていただきたいと思いますが、先の一般質問の際に市内の教育施設のAEDはすべて設置されているという答弁があったと思いますが、そのような認識でよろしいですか。

教育総務課長

AEDにつきましては、全学校に設置をさせていただいております。また、期限が切れましたものにつきまして5月でしたか、校長会において配布はさせていただいたところでございます。

田中委員

今の答弁の「期限の切れましたもの」というのは電池が切れたというものですか。

教育総務課長

電池の交換という意味です。

田中委員

私がちょっと気になったことがあるんですが、私がよくいく施設、これは教育施設でもなんでもないんですけど、施設に行きまして当然そこにAEDが設置をされておりました。そこにいらっしゃった職員の方に「AED使えますか」と聞きましたら、「使えません」と全員いうんですよ。ということはあっても使えなければ全く意味がないわけですが、そこで教育施設のすべての施設にAEDが設置されているということでございますが、教職員の方または事務の方、そういった方々はこのAEDは実際使用することが、使うことができるのかどうか、この辺りいかがでしょうか。

学校教育課長

教育施設につきましては、職員の救命救急講習の中にAEDの使用も位置づけて定期的に消防署の協力を得て実施することを義務づけております。

田中委員

義務付けておりますということは、使えるということですか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

佐藤委員

学校教育について質問させていただきます。今学校教育の中で大切なことは学力だと思っておりますけれども、その前段に前回も質問させていただきました学校の荒れというものがございます。この学校の荒れについて今の中学生の子どもたちを見ると、無免許でバイクを乗って深夜捕まったりとかそういう補導歴も多々耳にしておりますし、暴走族のあおり行為ですね、

中学生そして小学生が見に行っているという状況も聞いております。そこで本市は暴走族追放条例を設置されているわけですけれども、設置されて時期が幾分たっております。今現在の状況、そういう子どもの状況とか暴走族の状況を把握しているのであればお聞かせください。

学校教育課長

学校教育関係につきまして、小中学校のそれに関わる子どもの実情ですが定期的に警察署も含めました会議を設けて、それぞれの学校の実情を把握して適宜指導を行っているところでございます。

佐藤委員

適宜指導を行っているということは、この追放条例設置してから効果は見られてないという判断にとっていいんでしょうか。数が減っているのかどうか現在でもあるのかどうかその辺が分かれば教えてください。

学校教育課長

学校警察等連絡協議会を設置しております。その中には、各小中学校の全校長が入りまして飯塚警察署との間で協議会を設置しておりますが、定期的に暴走族取締り、夜間ございますがそれに学校長もしくは中学校でしたら補導教員が参加しまして、実際に暴走行為に及んでいる中学生等がいまいかどうか、もしくはその観客となってあおり行為をしているものがいまいかどうかの実態把握をし、深夜になり補導の対象となった児童生徒につきましては、学校に保護者を召喚して保護者共々に学校のほうから指導をしている状況でございます。数そのものにつきましては、小中学生のそのような件での補導件数は減少しておりますところでございます。

佐藤委員

無くなればよかったですけどね、まだあるということ、そしてこの条例を設置している当該課としてどのように判断されて、どういうふうな学校教育課との連携、警察との連携、当該課としてどういうふうに動いてあるのかをお聞かせください。

市民活動推進課長

暴走族追放の条例につきましては、市民活動推進課が担当しております。7月の13日に飯塚市の交通安全推進協議会を開催いたしました。その中で福岡県の暴走族対策室からもお出かけいただきまして、飯塚市の警察署の署長さんもお出かけいただきまして、その中で飯塚市にあります関係課、または飯塚市にあります暴走族を追放しておりますそれぞれの団体、20団体集まっていたいただきまして、福岡県の暴走族の状況、それと飯塚管内で行われている暴走族の状況について報告または意見交換をいたしました。その中でそれぞれの団体がそれぞれ暴走族追放に向けて動いていこうという意志確認をしたところでございます。今後ともこのことについては続けていかなければならないと考えております。ただ、今現在行われおります暴走族追放の具体的な事柄でございますけれどもギャラリーの排除が一番でございます、ご存知のように枝国北交差点付近にあります市有地またはそれぞれ会社の社有地、その中に線引き、縄張りをいたしましてギャラリーまたは関係車両が入らないようにして警察が強力な取締り体制を引いております。

佐藤委員

確かにその光景は目にします。ただですね、毎夜毎夜、まあ梅雨だったから雨が降っているときは少なかったんですが、今後梅雨明けしてそれでも週に晴れた日は出てきているんですね。分散化はしていると思います、あの音が。ただ枝国住民そして徳前住民としてはもう寝られないような状況になっているのも事実です。そして特に私はこうして子どもに関わっていますので、あれに子どもが巻き込まれてないかなということと雨と一緒にぐらい気になって仕様がございません。その点当初申しました絵に書いた餅にならないようにする自信はありますか。

市民活動推進課長

今後の対策といたしましては、当該枝国北交差点付近の自治会長さん方に直接、私どもと警

察と出かけていきまして色々な話し合いをして、今から先の対策を練っていくように準備を進めております。

佐藤委員

たぶん前も質問したときそうして言われたんですね。同じこと言われているんですね。そして、私が耳にする分、目にする分は減っていないという状況が、私はそう理解しております。ただ、前にも申しましたように飲酒運転が福岡の事件で世の中の、悪い事件になりました。暴走族も一緒なんです。これで子どもをひいたり、そういうことをしたりしたらもっと最悪な事件として取り上げられます。そのことが飯塚にならないようにぜひしていただきたいと思っておりますし、今自治会の名前が出ました、このときに関連して委員会のときに言いましたけども、子どもの荒れを防ぐためには自治会活動が最重要であると、でモデル地域を使って自治会活動を推進するようにしていただいているかどうかということをお私質問させていただきました。そのとき市長はすぐ終わった後こられてですね、やりますと言われたんですね。それからもう数年経っております。その後どう動かれて、もちろん私はモデル地域として自治会が動いていると思っておりますけどもその辺の今の現状をお聞かせください。

市民活動推進課長

暴走族と自治会関係の事柄でございますが、まずきめ細かな対策というのが必要だと思っております。警察と今打ち合わせをしておりますところによりますと、本当に身近な暴走族が溜まる場所、または暴走族が集うといいいますか連絡を取る場所、そういうところがまず自治会の中になくするように、そのようなところから入っていきたいというふうに考えております。本当に日常の中で暴走族対策をするためにということで今警察と打ち合わせをしております。

佐藤委員

もちろんそのこともやってもらわなきゃいけないんですけども、そうやって自治会活動を推進する中でですね、自治会活動を実際行っていない、風化しているところもあると思います。そのことのためにも自治会活動を、モデル地域を推進して行われていない子どもが荒れているという集中している地域があるということで、モデル地域をつくってすると課長言われたでしょ、そのことを私お聞きしているんです。そのことをお答えください。

市民活動推進課長

今その自治会のことでございますけども、地域に12地区公民館の単位がございますが、その12地域の公民館の町の中で、地域の人をつながりとか地域の安全とかそういうものを含めた人間関係をつながりを強くしていこうということで、まちづくりを進めていくそのような連絡会というのをつくっていただかないでしょうかということで、具体的な提案に今回おるところでございます。現在、おおむね12地区公民館についてはそのような会議を自治会を中心にしてつくっていかねばならないという自治会長さん方の合意をいただいておりますので、今からそのような形で進めて参りたいと思います。

佐藤委員

要はモデル地域をして、したかしていないか、していなんですね、課長。遅いんですよ、せっかく市長がああときずっと降りて来られてすぐやりますと言われたんですよ。その担当課が動かないじゃ駄目ですよ。私は自分の思いを言わせていただいたつもりです。この自治会活動をする事によって、育成会作って5年後10年後の悪い子どもたちを地域住民でなくそうと、そういう思いを言ったんです。これが1年2年遅れるたびに遅れるんですよ。やり方としても言ったはずですよ。うちには生涯学習のスペシャリストがあると、その人を例えば学校長を通じてそのモデル地域の活発な保護者を呼んで、地域の子どもも集めてくれと、その生涯学習を通じてその方が行く、そしてイベントをやる。そうめん流しでもなんでもいいんです。そういうことを公民館で半日遊ぶ、そこで保護者同土地域の子どもとのつながりができる、そういうことをやってくださいよと言ったんです。そういう最初の段階でしょまだ。私担当校の校長にも

了解を得てますよ、「してください」「いいですよ」としてますよ、それが現状です。それ以上言いませんけどせっかく市長がすると、そしたら担当課がもっと動かないと駄目ですよ。そのことを私、指摘しておきます。このことに対して今後の思い、答弁があればしてください。

市民活動推進課長

今委員ご指摘のことについては非常に心から染みております。それで、現在自主的にと言いますが、地域のみなさんが率先してグループを作ってそのような活動をされている地域もございます。その部分につきまして、私どもも一緒になってやっていくという姿勢を作って参りたいと思います。よろしく願いいたします。

佐藤委員

どういところで地域コミュニティが取りづらい箇所があるのか、そのことはもう自分が言っているところは分かっているでしょ、そういうところを集中してやると。仕方には自治会からまとめる仕方と直接入っていく仕方もあるんですよ、ぜひしてください。市長、こうしてですね、覚えてあるでしょ、聞きにいかないとしないますよ。ほったらかしにしておいたらしないんですよ。これはぜひやめていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「学校給食について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤委員

この付託案件ですね、議会でも給食の値上げの問題が多々ありました。ぜひとも他の付託案件は2年間委員会を通じて審議するというところでありますけども、この案件は集中して審議してですね、年度内もしくは今年度内に委員会としての意見をまとめて執行部に要望するぐらいの案件にしていきたいと私は思っております。そこで値上げ後、値上げをしましたけれども、その後の収納率の状況についてお聞かせください。

学校給食課長

21年度5月、6月分の給食費の徴収率でございますが、値上げをいたしまして小学校では94.85%、20年度の徴収率では小学校で95.42%、21年度中学校では95.22%、20年度中学校では95.24%でございます。値上げをいたしましてそんなに徴収率というのは落ちていないのが現状でございます。

佐藤委員

そうですね、前回の議会の時には収納率の問題で保護者に徹底されていないんじゃないかと、12月に決めて早急にすぎるんじゃないかという意見が出ておりました。このことを見て課長的には教育委員会としてどういうふうにとらえられてあるのか、そうそう収納率が下がらなかった要因をどう考えてあるのかお聞かせいただきたいと思えます。

学校給食課長

料金改定をする前に各PTAや飯塚市のPTA連合会などで色々論議をしていただいて、給食費の値上げについてのご理解が周知できていたのではないかというふうに思っております。

佐藤委員

確かにそのことも私はあったと思えます。だからこそあのおとき本会議できちんと答弁して欲しかったなということが、あの当時から私は思いがありましたけれども、その中には課長安心しないでください。ただ上がったから払わないといけないと、もう仕様がねという無関心

層もこの中にはあると私は考えておりますので、PTAでもですね3年前から子どもの栄養価を上げるために給食費を値上げしても構わないよという答申を3年前からしてありましたし、今年度当初の総会でもそういう議題になっております。そして9月に給食試食会を各学校から役員がきて行ったときにもそういう意見がすべてでした、その方々は。栄養価が足りない飯塚市のセンターの給食を見るとこれじゃ子どもは満足できていないというところで、値上げも仕様がないよという意見が多々ありましたので、その辺も含めて、ただその中には無関心層もあると。その当時値上げするときに給食課として色んな方向を今度、給食の理解を深めるためにしていきますよといわれておりますけれども、今後どういう活動をしていかれるのかお聞きかせください。

学校給食課長

PTA連合会や各学校で試食会などを行っておりますので、栄養士それと我々が出かけて行って色々な場でご理解をいただけるためにお話をしたいと、そういうふうに考えております。

佐藤委員

そうですね、当時単Pの試食会には声がかかれば積極的にいきますと言われてましたけども何箇所今までに行かれましたか。

学校給食課長

今までのところ3箇所うかがっております。

佐藤委員

34校あるわけですね。やっぱりこのことも食育通信なり広報なりをきちんとして、いざというときにこういうことにならないように、もっと広げてですね保護者一人一人にきちんと給食課の動き、そして今後の給食課ということを知らせていかないといけないと思いますし、昨年は今さっき言いました飯塚市小中学校PTA連合会の給食試食会、役員さんが来ていただいてテーマを持って試食していただいた後に意見交換をやったんですが、そのことについて今年はどうされる予定でしょうか。

学校給食課長

連合会の役員の方にアプローチしましてそういうふうに進めていきたいというふうに今準備を進めているところでございます。

佐藤委員

昨年は9月、夏休み明けにすぐ実施したんですね。ぜひとも早急に進めていって、こちらから積極的に動きかけるということが大切だと思います。

ちょっと方向が変わりましてこの値上げは栄養価を高めると、栄養価を満たすためということ、国の基準を満たすためということでありましたけども値上げ後の栄養価はどうなっていますか。

学校給食課長

栄養価につきましては、ほとんど網羅できていると思うんですが、ただ値上げ前から少し低い部分がありました鉄分と食物繊維、これは学校給食のどこの給食でも非常に摂取量を充足するのが難しい栄養価でございまして、値上げ後でも80%から85%くらいしか現在、摂取量として充足できておりません。今後はさらに献立の工夫だとかそういったことで充足するよう努力したいと思っております。

佐藤委員

今度でいいですから、その数ヶ月間、値上げしてからの栄養価のパーセンテージでも出していきたいと思っております。それとこの値上げをして子どもたち、実際これ私は値上げする前にですね、筑穂町の給食試食会に出たときに上穂波小学校の子どもたちが値上げをしてデザートが減った、給食がおいしくなくなったと、合併反対と言われた経緯があります。実際値上げをしたんですけども値上げした後の子どもの声とか、そういうことはお聞きになりますで

しょうか。

学校給食課長

改定後は、食材の選択の幅も広がりまして各種の郷土料理や地場産の野菜など工夫を凝らした献立やデザートなどの副食についても増やすことができ、子どもたちが喜んでいるという声はお聞きしております。

佐藤委員

そうですね、学校に出て行きますともそういう声が、副食が増えた良くなったという声が聞けて今あります。たださっき合併反対と言われたということのを首かしげられましたけども、当然部長はいらっしゃらなかったです。ただ、前回の厚生文教委員会の際に学校の試食会を行いました、委員会として。そのときに出た言葉ですから、そういうことはあんまりしないほうがいいと思います。今後、当時給食運営審議会でも問題になっておりましたご飯・パン、そのメニューの工夫ですね。牛乳を後だしにしていいいんじゃないか、本当に牛乳が必要なのかと、私としてはメニューの工夫で米食を増やしたほうがいいと、パン食よりも米食増やしたほうがいい。自校方式のところは単価がパン食より安いわけですから、そのことを増やして栄養価を高める方法もあると思いますけれども、今後そういうメニューの工夫はどうされますか。

学校給食課長

自校方式では今週に3回、センターでは週に2.5回というふうな米飯の給食を行っております。センターで米飯業者のキャパシティの関係がありまして、現状ではすぐに増やすということが難しい状況でございます。ただ、自校方式への切り替えというのも視野にありますので、そういうふうにセンターから自校方式への学校が増えていけば、その辺のキャパシティの部分もクリアーできるのではないかとこのように考えております。

佐藤委員

キャパシティということは、例えばうちが県の学校給食会から米をとっていると、うちが増やすためにそういう増量してくれないかと言ったときに学校給食会が駄目と言ったことなんでしょうかね。

学校給食課長

給食センターの行っている米飯給食は一食ずつのお弁当箱方式と申しますが、そういうことでございますのでそこを収めるための業者のキャパシティと言いますか、能力が不足しているという状況でございます。

佐藤委員

そしたらそっちの方向にいきましょう。センターではそういう業者に頼んでいる、そのために今度30円の格差も出てきたということが明らかになったんですけども、その解消はどうされるつもりですか。

学校給食課長

学校給食課自体でその行財政改革と言いますか、そういったものをやりましてその財源、30円の問題を解決するための財源にあてればというふうに今鋭意検討しているところでございます。

佐藤委員

そしたらその30円の格差解消に向けてもう動き出しているということですね。

学校給食課長

そのように取り組んでいる状況でございます。

佐藤委員

ぜひともですね、来年にはこの30円の格差をなくしていただきたいと思っております。その上でご飯をどうするのかも考えていかなければいけないんですよ。そうすればパン食より米食のほうが安くなる、米が安くなればその分増やしていいと思います。学校給食会で駄目なら

地元の農家の方に頼って米を使う方法等々がありますので、その辺も研究されてください。これは次の委員会のときに聞きます、ここは深くもう一度。30円の動向にしても学校給食会がどのように言っているのか、そして地元の米は本当に取られないのかどうか。もし駄目だったら自分も県の給食会には行きますので、PTAとして要望して参りたいと思っております。それとあと一つ30円を解消するには自校方式にすべてなればいいんですね、当然自校方式で移行するという方向性は出しているんですけども、その進捗具合についてお聞かせください。

学校給食課長

大規模改造をやっている伊岐須小学校、二瀬中学校、飯塚第一中学校、それと立岩小学校それに額田地区の小中一貫校であります。その5校に対して今自校方式への移行の準備を進めているところでございます。

佐藤委員

ぜひともですね、その30円の格差も解消するとともにその5校が自校方式になってどういうふうに活用していくのか、その自校方式を。そこから近隣の小学校、センターのところに移してもいいわけですから、その辺の計画をはっきり出していただきたいと。そうしないと保護者はこの値上げ、そして30円の問題等々に対して色んな思いがありますので、出していただきたいと思います。この辺も次にきちんとお聞きいたします。それとその中に今回色々問題になったときに滞納の問題も出てきました。これについて法的措置をとるというふうなことも言われておりましたけども、どういうふうな進捗状況でしょうか。

学校給食課長

法的措置につきましては、今鋭意取り組んでいるところで準備を進めているところでございまして、10月をめどに取り組みたいと思っております。遅くとも年内に法的措置、支払い督促というのを裁判所のほうに申し立てて支払いを促すというふうなことを今準備を進めているところでございます。

佐藤委員

10月から年内、できれば早くして欲しいんですけども、これをする前にもまだ仕事はあると思うんです。こういう各小中学校で滞納がどれだけありますよと、こういう方向でいきますよということをきちんと保護者に納得させておかないとですね、今度の値上げの説明会の際にこの値上げが滞納者のための値上げなのかという議論も当然出てまいりました、各地域で。そういうことを、そういう興味がある人もそう思っているんですね、その辺の解消もぜひしていただきたいと思っております。今日のところはこれくらいで終わります。

瀬戸委員

一点だけお尋ねをいたします。値上げをされたわけですが、各他市町村でこの給食費の補助金を出してあるところ、近くでは嘉麻市さんとか百何十円とか出していますが、こういうことについての要望は市民のほうから、学校、PTAとかのほうから要望はあっていないですか。

学校給食課長

直接学校給食課のほうへはそういう要望というのは届いておりません。ただ、議員のほうから一般質問でも要望というのはございました。

瀬戸委員

学校給食課の課長はそういうふうな答弁をされましたが、他の課長さん、そういう意見を聞いたことはないですか。

学校教育課長

給食費の補助についての要望が保護者のほうからあがっているというところはどの学校からも出ておりません。むしろ給食のメニューについては、上がった分子どもたちが喜びそして栄養価が満たされるものをぜひということについては、全体の校長会もしくは代表校長会でも出まして、それは学校給食課長も同席でしたのでご存知の案件でございます。

瀬戸委員

もしこれが要望とか、陳情とかがあがってきた場合検討できますか。

学校給食課長

学校給食法の11条にも定めてありますので、食材費については保護者の負担ということが明記されておりますので、現状では考えておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

永露委員

初歩的なことをお尋ねしますが、今飯塚市では給食が行われております。私は基本的には弁当持参論者なんですけれども、いわゆる学校現場において弁当持参の希望があれば、これについてはどのような対応をされておりますか。

学校教育課長

通常の場合は給食を食することを保護者にも勧めてはおりますが、アレルギー疾患等によりまして給食ではなかなか対応しづらいと保護者が判断されましたご家庭につきましては、弁当を持参して昼食としている児童生徒も現状いらっしゃいます。

永露委員

そういう病的なアレルギー症等のことではもうそれは致し方ないことと思うんですが、理解できますが。例えばそうではなくて、通常のお子さん方が自分のほうから弁当を持っていきたいと、いきたいではなくて弁当を持ってきたという場合の対応についてはありうることだと思うんですよ、親によってはね。学校給食なんかよりも自分の子どもは自分の弁当を持って行かせるといって親御さんなんて当然出てくることだって想定できますから。私だってそうさせたいぐらいですけども、仮にそれをした場合にどのような対応になるんですか。アレルギーは別ですよ、そういう特定の問題は。

学校教育課長

今までのところそのような申し出があっておりませんでした。想定はできることでありますので、学校給食課のほうと給食実施の件と、これは教育的な配慮やPTAとの協議も必要になってくる事項ですので今後検討させていただきたいと思っております。

永露委員

ということは学校給食を選ぶのか、弁当持参を選ぶのかはそれぞれの自由であるということですか。

学校教育課長

いえ、学校給食法により、それぞれ学校を設置する市町村が給食を実施しなければなりませんので、実施をいたします。しかしながら何か特別な事情や相談がありましたときには、その個別な対応も考慮しなければならないというつもりでお答えをいたしました。

永露委員

そうしますといわゆる今課長言われました、学校給食法によってということですが、ではその学校給食法の中での弁当持参についての項目はありますか。ないならない、なぜないんですか。ないということは強制ですか、強制できますかこれが。だから法律によってこれが定められておりますと、弁当持参については特殊な理由のない限りこれは認められません、ならそう言ってください。

学校教育課長

特別にそのような定めはございません。自治体によりましては本市のように食材費のみを徴収して、調理し食事として提供している自治体、それからいわゆる牛乳給食というかたちで牛乳だけを自治体が提供してあとの分は保護者が随時、弁当やパンを持たせるという形をとっているところもあるぐらいですので、強制できるものではないというように判断をします。

永露委員

ということは自由ですね。自由でしょ、持って行かせたい、持って行きたいという家庭があればそれは受け入れざるを得ないでしょ。それを排除できるもの、根拠ございますか、できないでしょ。できますか。

学校教育課長

あえて自由かと言われて自由と答えづらいところは、先ほど申しましたように法律で定められているところにおいてはこちらが強制することができません。しかしながら、その子だけが弁当を持参するということについて、保護者がいかにそういう気持ちになろうとその子どもの心情を察するときには本当にそれでいいのかどうかという問題も危惧するところがありますので、学校現場、PTA、つまりそして給食課というように協議して検討する内容だというように考えておる次第です。

永露委員

課長が言われることはわかりません。例えばうちの子は弁当を持って行かせたい、親の強制だけではなくて、例えば子どもも、うちの母の弁当を持って行って食べたいと、というようなことで家庭で一致すれば、お互いが了解のもとで持っていけばそれはいいんじゃないですか。別にそれがひょっとすれば、差別の対象になるかもわからない、いじめの対象になるかもわからない。でも、そういう個性があってもいいじゃないですか、今個性を尊重しようということですよ、いいじゃないですか弁当食べようが。本人たちがいいということであれば、それはいいんじゃないですか。だから具体的に例えばそういうような申し出があったときには、私はあってもしかるべきではないかと思うんですが。今までなかったということで、これからはともいえますから、当然そういう家庭が出てくるかもしれませんので、そういうことのためにもきちっとした対応を、それについては受け入れるのか、受け入れざるを得ないのか、いや駄目なのか、学校給食法によってそれは基本的にはやっぱり駄目なんだと。だからそれはお互いが理解の上であれば、それは認めるものであるとか、認めざるを得ないとか、そういうものについてのきちっとしたマニュアル的なものをお考えいただきたいと思っております。

それともう一点ですね、小学校でも中学校でもそれぞれの子どもによって体格差がものすごくあるでしょ。例えば給食の食べ残しとか今問題になっておりますけれども、それも多分に影響あると思うんですよ、それぞれの。同じ体格でも食のすすむ子すすまない子それぞれ、それこそ個性ですからありますから、それによって今の給食のやり方については、そういうところまでは配慮されてありますか。それができてありますか。

学校教育課長

給食を配付しましてほとんどの場合、いわゆる生活班でその振り分けをするようになります。自分が基本的には出されたメニューはすべて食べるように指導はいたしますが、量につきましては個人の意思で、これはこんなに食べきれないから自分は欲しいというところで、例えば半分だとか3分の1ご飯の量を相手にというようなことの幅はOKというかたちで学校の実際の給食指導は進んでおります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 11:45

再 開 11:45

委員会を再開します。

おはかりします。案件に記載のとおり執行部から2件について報告したい旨の申し出が  
あります。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。豪雨災害の被害状況  
等について報告を求めます。

教育施設課長

教育施設課からご報告いたします。7月24日から26日の大雨による被害状況について  
7月31日現在の学校施設の被害状況についてご報告いたします

学校敷地の法面崩壊が、菰田小学校、高田小学校、内野小学校、穂波東中学校の4校、裏  
山からの校舎周辺及び運動場への土砂流入が八木山小学校の1校、その他小規模の被害が  
3校発生しております。いずれの被害につきましても、校舎及び民家への直接の被害はあ  
っていません。

対応といたしましては、法面崩壊の被害箇所につきましては、ただちにブルーシート等を  
張るなどの応急対策を行い、現在土砂の撤去を行っております。今後は再度現地確認を行い、  
早急に復旧を行う予定にしております。

以上簡単ですが学校施設の被害状況についての報告を終わります。

生涯学習課長

生涯学習課における被害状況についてご報告いたします。7月24日から26日の大雨によ  
る被害状況につきましては、生涯学習課所管施設2箇所が水害により浸水被害を受けており  
ます。

まず1箇所でございますが、コスモスコモンで24日19時30分頃道路等の増水した雨水  
が地下駐車場へ流れ込み、そこからコスモスコモン入口や作業スペースを經由して大ホール  
1階ホワイエへ、また、エントランスにありますトイレから汚水の逆流により展示ホールや事  
務室に汚水が流れ込み、コモン1階部分の大ホールホワイエ(50㎡)・展示ホール  
(430㎡)・事務室・館長室・ミーティング室等の1階部分が1~2cm程度浸水しました。  
じゅうたん・カーペット等の被害については現在見積もり中でございます。

また、設備の被害としてはエントランスのエレベーター及び屋外の池のポンプ室が浸水によ  
り被害が出ております。この被害額についても見積もりをお願いしているところでございま  
す。

25日及び26日にコスモスコモンで予定されておりました「九州吹奏楽コンクール」が予  
定通り開催されるということになったため、24日浸水時から25日未明にかけて職員及び清  
掃委託会社により各箇所の床ならびにじゅうたん・カーペットの排水・脱水処理を行い、  
25日及び26日の「九州吹奏楽コンクール」は無事実施することが出来ました。

またもう1箇所につきましては、旧庄内生涯学習交流館でございます。これにつきましては、  
25日午前7時頃庄内川の増水により建物西側の側溝の水がはけなくなりまして、その水がミ  
ニシアターの通用口から浸水し内部のカーペットの一部を濡らしたものです。また設備とし  
ては、同施設の合併浄化槽のプロアーが冠水したため漏電し破損したもので、被害額とし  
ては約230,000円でございます。以上で説明を終わります。

中央公民館長

中央公民館所管の施設の被害状況についてご説明申し上げます。まず庄内の関の山いこいの  
森キャンプ場でございますが、被害状況といたしましては場内進入路の大雨侵食による路盤が  
流出いたしております。それと南側斜面に土砂崩れが起こっております。対応状況といたし  
ましては、7月8月のキャンプ場の閉鎖を行いますとともに、同進入路の入り口にその旨の看板  
を設置をいたしております。なお、予約客への連絡、料金還付等を行っているところでござい

ます。現在、被害金額等の調査中でございます。

次に穂波の青少年野営訓練所でございますが、被害状況といたしましては同じように場内進入路に10箇所程度軽度の土砂が流出いたしております。それとキャンプ場内の指導者用テントサイトにおきましても土砂流出ということで被害が出ております。対応状況といたしましては、即時キャンプ場の閉鎖ということで進入禁止の看板設置等行っております。現在、進入路の土砂については撤去終了いたしております。指導者用テントサイトにつきましては、土砂撤去後、現在防護柵の設置を検討しているところでございます。

3点目、コミュニティセンターの3階相談室の床に浸水が起っておりましては、屋上の排水溝からの雨水がその下の相談室に流れ込んで、カーペットフロアーに浸水いたしたものでございます。現在、タイルカーペット等取り外しまして乾燥中ということでございます。以上簡単でございますが、説明を終わります。

#### 文化財保護課長

文化財保護課の所管の施設等について水害状況を報告いたします。歴史資料館につきましては、駐車場の全体、車庫の一部が浸水し流れてきたごみが散乱いたしましたが、ごみの清掃を終了いたしまして平常どおり営業をいたしております。

旧伊藤伝右衛門邸につきましては、長屋門の停電、西座敷の雨漏りがありましてふすまが一部濡れました。現在、停電等は復旧し雨漏りは止まっております。現在、平常どおり営業しております。

嘉穂劇場につきましては、奈落の一部が水没いたしましたが市のほうから提供いたしましたポンプにより排水し、復旧いたしまして現在平常どおり営業されております。

鹿毛馬神籠石につきましては、民家の裏の法面が5箇所発生しております。現在、二次災害が起らないようにビニールシートを張り応急対応をしております。崩壊地が国指定地との境界地でありまして、現在県文化財保護課と復旧方法について協議をいたしております。以上で報告を終わります。

#### スポーツ振興課長

スポーツ振興課が所管します体育施設の被害状況についてご報告いたします。今回の大雨により穂波地区にあります飯塚工業団地横にあるため池が増水し、池のほとりにあります穂波艇庫が浸水いたしました。後日、現地確認いたしましたところ1.5m程度浸水いたしており、カヌー、ヨットやライフジャケット等が散乱し土砂が流入してございましたが職員及びカヌー協会の対応により処理できましたことによりまして物質的な被害は出ておりません。以上で報告を終わります。

#### 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### 鯉川委員

報告を受けまして、執行部の皆様方には24日からの水害に関わる支援活動等々大変お疲れ様でございました。まず最初に、ここに災害被害状況というのをいただいているんですけども、これは代表者会議のときに市長も聞かれていたと思うんですけども、片島地域が浸かっていないところ、片島本町と片島栄町となっているんですけども片島勝森と若宮ですよということを指摘したんですけども、それにも関わらずまたその資料がここに出されてきたんですけども、間違いは誰でもあるんですけども何で言われたことを直して出さないんですか。まずそれが一点。

#### 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:54

再 開 11:56

委員会を再開します。

鯉川委員

今回のこの豪雨は24日の日に1時間あたり101ミリと、三日間あたりが、24日から降り始めた総雨量が568ミリと聞き及んでおりますけれども、これは前回の7.19水害と比べてどうなんでしょうか。

副市長

手元に資料を持ってきておりませんので、前回に比べて降雨量は数段多くなっております。

鯉川委員

7.19水害のときよりも今回の雨量は多いと、私もそういうふうに認識しておりますので前回7.19水害のときには旧飯塚市の委員会、また本会議場で色々な災害のやり取りしたときに、100年に1度の大災害とか未曾有の大災害だからという言葉が頻繁に使われたんですけども、今現在の私の認識としては100年に一度どころか、6年で同じ、同じというか以上の雨が降ったわけですから、来年また同じような災害水害が来てもおかしくない。1ヵ月後に来てもおかしくないという私は認識にたっているんですけども、執行部の方々の認識を確認したいんです。

副市長

私もそう思います。今の気象状況、ここ数年の気象状況を見ても飯塚だけではありませんで、よその地区の降雨量を見てもゲリラ的な降雨が続いております。そのときにはゲリラ的な降雨があったところの降雨量というのは、今までの常識ではちょっと考えられない降雨量になっておりますので、これが飯塚で降った場合には同じような状況が発生してくるのではないかと考えております。

鯉川委員

ただ救いといまして、飯塚市が浸水対策を7.19水害のときからずっと進められてきておりますので、被害状況としましては前回よりも雨量が多かった割には、3分の1程度に済んだと、これは本当に救いだったと思っております。

ただ、しかしながら前回浸かって今回も浸かったところもたくさんあります。私の地元、片島でもやっぱり30所帯あまりが床上浸水をして本当に嘆いておられました。その被災後に、被災したところを視察じゃないですけども、見て回って何か加勢できることはないですかとずっと回っていたときに、「ちょっとあんたきちゃってんしゃい」と「この状況を見ちゃらんやるか」と泥だらけになっている。前回浸かったときは老後の蓄えとして蓄えとった貯金を畳とか、フローリングとか床とか襖とか、まあなんとか換えることができましたと、今回この状況になって、「もう貯金もないです、どうしたらいいのですか」と。はっきり言って今は年金生活なので貯金の蓄えはありませんとその方は言われました。また別の方はもう片島には住みきれないと、横田のほうに引越しますとその方は言われました。ちなみにその方は私が生まれる前から片島に住まれていた方でございます。はっきり言っておふた方の質問に対して、なにも私は返す言葉がなかった。

要するに、この嫌な体験を2回味わってしまったということで、本当につらい思いしているんですけども、まあ色々お尋ねしたことは山ほどあるんですけども、それはまた別の機会にするとしてですね、水は高いところから流れる、天災だから仕方がないと、これでいいんですかね。私はなんとか浸水対策をしていただいて、今まで7.19水害のときに前期的、中期的、後期的に色々やっていこうとされていた事業があると思うんです。それを前倒しにしてでも何とか浸からないような浸水対策を積極的にやっていただきたい。これには県とか国の力もまた借りていかなければならないと思っておりますけれども、そこら辺の意気込みというのを市長にお尋ねしたいと思っております。

副市長

先ほども言いましたように、雨の降り方がここ近年ずいぶん変わってきたように思っております。局地的な雨、それから降ったときに非常に多い降雨量、それも短時間に降るといような状況。まず気候の変化があるように感じております。それと同時にインフラが整備されまして、田んぼ・畑等が無くなりまして、昔はそういったところが貯水の役割を果たしていたというような一面もございます。そういうところが段々開発されましてから、水のはける、あるいは貯水される分野が非常に少なくなってまいりましたので、この浸水対策というのも10年前、20年前と比べて根本的に見直す必要があるかと考えております。前回の6年前の7.19、今回の7.24、それを比較検討もいたしましてどういうふうにしたら浸水被害が少なくなるのかというのは、今後十分検討させていただきたいというふうに考えております。

松本委員

今、鯉川議員のほうからお話がありました。私も自宅がコスモスコモンの横でございます。今回もコスモスコモン、あの辺浸かっております。確かにポンプ場だとかですね、下水の管も、コスモスコモンの裏、私の自宅の裏になるんですが大きい管が入りました。これも承知をいたしております。確かにすごい雨の量だったんですが、今回ここにも書いてありますが、19時30分ぐらいからですね、向町の道路が浸かっておりました。これが8時半から9時ぐらいの間、どんどんどんどん増えていったんです水が。そしてある時点でサーと本当にありがたいことに水が引きました。6時半ぐらいからトイレとか管がですね、ポコポコポコポコあの地域はみんないっていたんです。今度は、今年もまたこんなあれになるんだらうかと思っていたら、7時半ごろは道路が浸かった。そして8時半ぐらいから9時の間じゃないかなというふうに、私も正確な時間は把握しておりませんが、水がありがたいことに本当に引きました。

しかし、ありがたいんですがその間にやっぱり浸かった地域があるんですね。これが何なのか。この時点で徳前の町内会長が、やっぱり水がどんどんどんどん嵩が上がってくるもんで徳前ポンプ場に行ったということなんです、今度できたですね。そうするとポンプはどうなっていますかという話をしたら、まだ指示が出ておりませんというポンプ場のお話だったそうです。それで「議員、水があげんなってもポンプは動かせんとですな」ということのお話がありました。その話を聞いたらポンプが動き出して水が引いたのかなと。どっちのポンプが動いたのか分かりません、最初から動いていたのかもかもしれませんし、何かがどんなふうになって水がはけたのか分かりませんが、本当に腰までであった水がサーと引いたんです。ということはどこかが動き出したのかという、まあ素人判断でですね、そういう判断をするんですが、今日ここでポンプがどうだったんですか、ああだったんですか答弁できますか。いないでしょ、それはどうなんですかね。

副市長

私が報告を受けた範囲内で答弁させていただきますと、市内のポンプは正常に稼動しておったというふうに聞いております。ただ一部のポンプ場が一時電気系統のトラブルで止まったという報告は受けておりますが、それで全体の水位がどうのこうのということは、影響はなかったというふうに聞いております。ただ、ポンプというのが私も詳しくないんですけど、ある一定の水位量にならなければ稼動しないというような構造になっているそうですので、水位が上がってきてその水準になったところで稼動するというようなことで、今のお話をお聞きしますと一定の水量がそこら辺だったのかなという感想は持っております。

松本委員

そうしますと、コスモスコモンも今回浸かっていますよね、コスモスコモンも毎回ですよ。その水位までは来ると、向町も今回浸かったところは毎回、大きい雨量であればですよ、多少の雨量、さっきも鯉川議員が言っていましたが、100年に1度ということで私どもも7.19のときには色んなお願いをした経緯がございます。でも100年どころか本当に毎年来てもおかしくない、そういう状況下の中にあるわけですから、ある程度の水位が来ないと水がは

けない、はっきり言うとはですね。そこまでは水がどうしても来るよということなのか、私ども素人考えにすれば、もうちょっと早く地域の状況がつかめて、まあスイッチが入ってなかったのかどうか分かりませんが、私のところにはそういう報告が地域からお話はあっておりますが、それが正確かどうかはわかりません、わかりませんがスイッチの入れるタイミングなり、時期ですよね。そういったものについても十二分に考えないと、毎回毎回浸かる。今日は担当の部署がおられませんので、ただここでいかなものかと思いましたが、こういうコスモスコモンの報告もあっておりますので、私としては聞かざるを得ないんですが、そこら辺もいつの時点になるのかちょっとわかりませんが。

副市長

私も全く素人で申し訳ありませんけど、そこら辺も含めましてですね、今後検討して参りたいと考えております。例えば、ほとんどのポンプ場が自動で作動するようになっておりますので、例えば水位を下げられないのか、自動でも下げた時点で自動的に稼働できるようにならないのか。今現在が1mで稼働するものを例えば50cmあたりで稼働できないのか、そこら辺も含めまして検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

松本委員

ぜひですねその部分も、でないといくら大きいポンプをつけてもですよ、いくら大きい管を通して毎回同じところまで浸かるというのでは市民のみなさん方にですね、本当に申し訳がたたないというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいとします。

鯉川委員

これだけの水害が出て、今質問されていて担当課の人がおらんとか、この所管だけの答弁ということではなしに、7月24日の水害が起こって初めての公の委員会ですよね。そこで報告されるといったら所管だけの水害報告ではなしに、飯塚市全般で起こった水害の報告というのでも聞きたいわけですよ。私は代表者会議で聞かせていただいたけど、聞かれてない方もいらっしゃると思うんですよ。それは所管だけの報告ということじゃなしに全般の報告をされて、それに対して答弁ができるような体制、総務課を呼ぶなりある程度の担当課を呼ぶのが当たり前じゃないんですか。そこら辺ちょっとお尋ねいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:13

再 開 12:16

委員会を再開します。他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「直方市中泉の産業廃棄物処理施設の設置に係る環境調査書の概要について」報告を求めます。

環境整備課長

直方市中泉の産業廃棄物処分場設置計画に伴い、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」第6条第2項に基づく環境調査書が県に提出され、同条例第7条第2項に基づく、申請者が周知をはかる必要のある地域の指定について、市の意見を求められております。今後、周辺地域の方々の意見等を参考に、また関係部署等と慎重に環境調査書の内容を検討した上で取りまとめたいと考えております。

お手元に配布させていただいております「環境調査書」の概要についてご説明いたします。本調査は環境省が定めております廃棄物処理施設生活環境影響調査基準に従って行われているものでございます。申請者は福岡エコクリーン株式会社、施設の種類につきましては、遮水シートの設置が義務づけられております管理型の最終処分場でございます。処理する産業廃棄物の

種類につきましては、そこに掲げておるとおりでございます。設置場所につきましては、直方市大字中泉となっておりますが、別紙に地図を添付いたしております。丸で囲んだところが、中央に黄色で、処分場の予定地を記載しておりますが、周辺3 km以内の枠でございます。また、ピンクで囲んだところが飯塚市でございますが、関係自治会は右のほうに掲げたとおりでございます。3 km圏内で申しますと飯塚市をはじめ、福智町、小竹町、一部ではございますが宮若市ということになります。当然、設置場所である直方市も関係するところでございます。

次に、処理能力でございますが埋立面積、埋立容量はそこに掲げているとおりでございますけれども、みなさまもご承知のとおり、内住にある処分場は安定型でございますが、ここと比較いたしますと埋立面積で約5倍、埋立容量で約10倍というかなり広い処分場が予定されているところでございます。また調査結果の概要につきましては、1点目の大気から次のページの6点目地下水まで、色々調査の結果といたしますが、対応が記載されておるわけでございますが、冒頭に申し上げましたように国の基準に照らして対策等を掲げておるようでございますので、この環境調査そのものについてはこれだけの対策を練れば問題はなしというふうな格好になっているかと思えます。また私どもといたしましては、すでに直方市とも意見交換も行ってありますので、一応ボーリング調査が不十分ではないかとか、またこの地域からしますと地下に坑道があるのではないかと、色々意見も聞いておりますのでその辺も十分に考え合わせながら今後対応して参りたいと思えます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 12:21